

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階
TEL&FAX(03)3263-2440

年頭所感



消費者庁発足5年目を迎えて

消費者庁 表示対策課長
片桐一幸



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

衛生検査所業公正取引協議会及び会員の皆様方におかれましては、昭和59年の設立以来、長年にわたり公正競争規約の運用に御尽力いただき、また、消費者庁の消費者政策に対する御支援と御理解を賜り、改めて御礼を申し上げます。

消費者庁は発足から5年目の節目の年を迎えました。消費者庁の職員が団結して、消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するため、努力していきたいと考えております。

昨年来ホテルや百貨店等が提供する料理等のメニュー表示に関して、実際に使われていた食材と異なる表示が行われていたことが大きな社会問題となり、適正な商品選択を行う上で景品表示法が果たす役割が非常に重要であることが改めて認識されました。消費者庁は、これらの問題に対し、調査を進めるとともに、景品表示法の考え方の周知徹底、メニュー表示に関するガイドラインの作成、景品表示法の改正等、関係府省庁等と連携しながら、消費者の食への信頼向上に向け迅速に対応してまいります。

次に景品について申し上げますと、景品類の提供は、企業が行う様々な販売促進手段の一つですが、その用いられ方によっては、市場機能の発揮を妨げることになり、それが結果として、消費者の利益を害することとなります。貴協議会による、公正競争規約の厳格な運用、公正競争規約の周知徹底といった積極的な取組は、衛生検査業界の健全な発展に大きく寄与し、消費者の利益に資するものとして、極めて重要な役割を果たしております。貴協議会及び会員の皆様方におかれましては、引き続き、公正競争規約の厳正な運用を通して、消費者からの信頼確保に一層の成果を上げられることを強く期待しております。消費者庁といたしましても、一般消費者による適正な商品・サービスの選択に資する観点から、公正競争規約の設定・変更等に関する業務はもとより、公正取引協議会による公正競争規約の運用に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、貴協議会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感



創立30周年を祝して

衛生検査所業公正取引協議会
会長 伊達忠一



初春を寿ぎ、謹んでお慶びを申し上げます。ご承知の通り、今年は4月に診療報酬の改定が行われるとともに、消費税が5%から8%へ引き上げられます。当協議会の母体であります日本衛生検査所協会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために業界団体として転嫁カルテルを結ぶことを決定しました。診療報酬改定に伴う契約条件の交渉と消費税転嫁が重なり合って厳しい対応を迫られる場面も多くなるかと推測しますが、会員各社においては衛生検査所の未来を見据えた賢明な対応を執られるよう望んでいます。

日本衛生検査所協会は、昨年3月、常陸宮同妃両殿下ご臨席の下、創立40周年記念式典を開催し、同年4月に一般社団法人に組織変更して新たなスタートをきりました。そして、今年は、検体検査の品質と安全基準を明確にする外部委託臨床検体検査業務に関する法令改正を国会に議員立法として提案されることが予定されており、衛生検査所業界にとっては大きなターニングポイントを迎えることになります。

今年は、当協議会においても一つの大きな節目の年となります。当協議会は昭和59年9月に設立され、今年、創立30周年の佳節を迎えます。この佳節の年を公正競争規約の完全遵守をもって祝し合いたいと決意しています。

さて、当業界では、過大な景品類の提供を制限し公正な競争を確保するとともに、不要な経費を省き経営の安定を図ることにより医療機関に対して安定した検査サービスを提供し、国民の健康保持に寄与することを目的と

して公正競争規約を設定したものです。そのため、公正競争規約では、医療機関に対する採血用注射器などの無料提供の禁止、長期間に及ぶ無料テスト検査の禁止、各種機器類の無料提供の禁止の3項目を重点課題としてその完全実施を目指してきました。

また、この間、臨床検査における検査が高度化・複雑化し、検査に使用する器具等も新製品が開発されるなど多様化してきたことに鑑み、平成21年5月には、所管官庁の「承認」の手続きを踏んだ上で、公正競争規約施行規則の改正を行っています。この改正により、無償提供が認められる容器は、医療機関において採取した検体を検査センターまで保管・輸送するための容器であって、検体採取など他の用途には使用されないものとされました。関係者の努力により、改善が進んではいますが、残念ながら必ずしも満足な状況にあるとはいえないません。

公正競争規約の成果を挙げ正常な商慣習を確立するためには、会員一人一人が、「私も守るので、あなたも守る」という共通認識の下に協調して活動することが望されますし、従来にも増して取引先医療機関と十分話し合い、当業界の取り組みへの理解を深めていただくことが重要であると考えています。

このため、当協議会では新たな決意で公正競争規約の周知徹底・遵守への取り組みを展開し、公正な競争秩序の確立・維持を実現することにより、業界発展のために全力を尽くす所存です。会員の皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

平成26年 元旦

真空採血管の無償提供の取り止めに関する調査結果

当協議会では、公正競争規約の遵守活動の一つとして真空採血管の無償提供の禁止に関する実態調査を平成25年9月から実施している。同調査は、平成26年3月まで毎月継続して行われことになっており、この期間の調査の目的は、真空採血管の無償提供禁止の推進を図ることに主眼を置いている。今回は、集計がまとまっている平成25年9月と10月の進捗状況を次に報告する。なお、本年4月以降の真空採血管の無償提供の禁止等の公正競争規約遵守に関する取り組みについては、運営委員会において引き続き検討することとされている。

○調査結果（中間報告）

1回目の報告となった9月末時点で会員衛生検査所が真空採血管の無償提供を行っている医療機関数は、48,436軒。医療機関の現存数が、平成25年2月時点で108,743軒であったので、44.5%の医療機関に未だ無償提供が行われていた。また、10月末現在では、医療機関の現存数の42.5%にあたる46,255軒の医療機関に無償提供が行われていたが、この1か月間で2,181軒の医療機関で有償化等が促進された。

これを病院と診療所別に見てみると10月末で真空採血管の無償提供を受けている病院は4,164軒、診療所は42,091軒で、9月末時点と比べると病院で91軒、診療所で2,090軒が有償化或いは、卸からの購入に切り替わった。

無償提供が行われている医療機関数の中で競合取引先が約30%を占めており、実際に無償提供されている医療機関数は調査結果より少なくなる。調査を重ねることにより、競合取引先の精査も行うことになっている。

平成24年9月に「真空採血管の有償化に関する調査」を行った時点では、45%の医療機関に対し、真空採血管の無償提供が行われて

いた結果を振り返ると、消費者庁から公正競争規約の厳格な運用を行うよう要請を受けて以降、改善率のピッチが高まってきていることが分かる。

なお、この実態調査は、昨年12月分までの報告になっていたが、今年3月分まで3か月間延長することになった（平成25年11月27日運営委員会決定）ので、その間に更なる改善を期待したい。

現在、どの業界にあっても、どの企業においてもコンプライアンスの遵守は、社会の求めに応じた最優先事項として取り組んでいる。法に準じた公正競争規約を守り適正な商慣習を確立することは、正にコンプライアンスの遵守となる。過去の慣習に囚われない新たなルールの定着を図ってまいりたい。

○今後の取り組み（進行中）

- ・医師会等関係団体に対して協力要請
- ・地区協議会における公正競争規約勉強会、調査委員会の開催

真空採血管を無償提供している医療機関数<平成25年>

月	医療機関数（全体）	病院数	診療所数
9月（対A%）	48,436（44.5%）	4,255（49.7%）	48,436（44.1%）
10月（対A%）	46,255（42.5%）	4,164（48.6%）	46,255（42.0%）
A：現存数	108,743	8,563	108,743

*A：現存数は、平成25年2月現在の全国の医療機関（病院・診療）の数。

Q&A

Q1. なぜ今、公正競争規約施行規則の別表（無償提供が認められる容器）を改正することにしたのですか。

(注)公正競争規約において、医療機関等に対して景品類を提供することが原則禁止されており、例外的に、「自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類」として、ごく限られた無償提供が認められるものを施行規則の別表で定めています。

A 近年、検査が高度化・複雑化し、これに伴い検査に使用する器具等も多様化しており、無償提供が認められる容器に該当するかどうか疑問のあるものが出てきました。

このため、平成21年4月、当時の公正競争規約の所管であった公正取引委員会の承認を得た上で別表を改正し、無償提供が認められる容器の基準を明確にしました。今後は無償提供が認められる容器は、検体を医療機関から検査センターまで保管・輸送するための容器であって、検体採取など他の用途には使用されないものとなりました。

Q2. なぜ検体採取に使用されるものは除いたのですか。

A 診療報酬では、検査のために使用する試験管等は検体検査実施料の中には入っていますが、検体採取のために使用される器具は基本診療料等の中に含まれていますので、その分については医療機関側において用意していただくことにしました。

Q2. 検体採取に使用される器具と検体採取には使用されない容器がセットになって取引されている商品がありますが、このセット商品は無償提供することができますか。

A これは、検体採取に使用される器具と検体採取には使用されない容器がセットになって一つの商品であると考えられます。この商品は全体としてみると検体採取に使用される器具に該当しますので、無償提供することはできません。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

当協議会は、本年9月、創立30周年を迎えます。昨年から取り組みを強化しています真空採血管の無償提供の禁止を柱とした公正競争規約を全会員が遵守することで創立30周年の佳節を共々に祝し合いたいと念願しています。

真空採血管の無償提供の禁止については、既に日本医師会をはじめ関係する医療団体に対しご理解とご協力を訴える文書を持参、或いは郵送しており、これからも消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省の指導を受けながら正しい商習慣の確立に向け努力してまいります。

この一年、会員の皆様が自信をもって公正競争規約の遵守を実行できる環境作りをしてまいりますので、ご協力のほど宜しくお願ひいたします。

(直)